

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年6月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|---------------------------------|--------|--------------------|------------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20230606 | 株式会社 MARUKO(法人番号6070001026404)代表者:小池 光 | 群馬県館林市日向町10-26-6 | 神奈川 | 神奈川県平塚市田村2-5014-3 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和4年7月27日及び同年9月5日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 3 | 3 |
| 20230606 | 有限会社 鶴丸商事(法人番号7030002091177)代表者:鶴丸 雅章 | 埼玉県越谷市大沢3-10-43 ワールドマンション越谷802号 | 八潮 | 埼玉県八潮市大字古新田316-3 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第3項 | 過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項) | 3 | 3 |
| 20230613 | 株式会社 カネタケ(法人番号9070001014876)代表者:金井 猛 | 群馬県伊勢崎市五目牛町385-1 | 本社 | 群馬県伊勢崎市五目牛町385-1 | 輸送施設の使用停止(220日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年5月27日、同年7月14日、同年7月27日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 22 | 22 |
| 20230613 | gf. K 株式会社(法人番号4011701002800)代表者:森 英樹 | 東京都江戸川区臨海町3-6-4-5F | 本社 | 東京都江戸川区臨海町3-6-4-5F | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月9日及び8月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 6 | 6 |
| 20230620 | 司企業 株式会社(法人番号3180301018687)代表者:庄司 只功 | 愛知県豊田市本町中根98番地 | 水戸 | 茨城県那珂市古徳字辻後290-1 | 輸送施設の使用停止(190日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、福島運輸支局が福島郡山営業所に対して令和3年11月25日及び令和4年1月17日、監査を実施。5件の違反が認められたが、その後福島郡山営業所が廃止されたため、最寄りである水戸営業所に対して処分を行った。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 19 | 19 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年6月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|-----------------|--------|--------------------------|----------------------------|------------------------|---|-------|------------|
| 20230620 | 株式会社 トランスポーター東京(法人番号2010801022289) 代表者:喜舎場 哲 | 東京都大田区西六郷3-29-8 | 本社 | 東京都大田区西六郷3-29-8 | 輸送施設の使用停止(140日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月2日、同年6月16日、同年7月6日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)運行管理者の助言に対する尊重義務違反(貨物自動車運送事業法第22条第3項) | 14 | 14 |
| 20230620 | 酒井運送 株式会社(法人番号1050001021857) 代表者:三上 一志 | 茨城県鉾田市滝浜338-5 | 本社 | 茨城県鉾田市滝浜338-5 | 輸送施設の使用停止(90日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 労働局からの通報を端緒として、令和4年7月28日、同年8月24日及び同年9月7日監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条) | 9 | 9 |
| 20230620 | 新西運輸 有限会社(法人番号9060002012681) 代表者:花塚 守克 | 栃木県さくら市大中160-10 | 本社 | 栃木県さくら市馬場296-2 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項) | 2 | 2 |
| 20230620 | 有限会社 人組(法人番号8050002034307) 代表者:村野 秀典 | 茨城県稲敷市浮島792-1 | 本社 | 茨城県稲敷市神宮寺十三塚2235-2 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 労働局からの通報を端緒として、令和4年10月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20230627 | 株式会社 丸輝ライン(法人番号1030001073371) 代表者:丸重 恒二 | 埼玉県川口市大字里385 | 厚木 | 神奈川県伊勢原市石田1512 DIA参番館203 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年5月11日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20230628 | 弁天丸商店 有限会社(法人番号7040002068744) 代表者:須田 祐二 | 千葉県袖ヶ浦市蔵波107 | 本社 | 千葉県袖ヶ浦市蔵波107 | 事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(50日車) | 貨物自動車運送事業法第27条第1項 | 千葉県木更津警察署長からの通報を端緒として、令和2年11月6日及び11月10日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条) | 35 | 35 |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)